大山町重層的支援体制整備事業　～福祉のトータルサポート事業～　　イメージ図

・住民
・支援関係機関等

相談や情報提供

支援

包括的相談支援事業

属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める

介　護	地域包括支援センターの運営
障がい	障害者相談支援事業
子ども	利用者支援事業
生活困窮	福祉事務所未設置町村相談事業

※各分野で対応可能なものは個別対応

地域づくり事業

属性や世代を超えて交流できる
多様な場や居場所の整備

・地域介護予防活動支援事業
・生活支援体制整備事業
・地域活動支援センター事業
・地域子育て支援拠点事業
・生活困窮者等地域づくり事業
・その他（サロン・カフェ）

・多世代・多属性の活動の場として利用可能
・新たな参加の場の確保

・複合・複雑化した課題があり、世帯として支援が必要な事例
・どこにもつながらない制度の狭間にある事例

多機関協働事業

支援の進捗状況等を把握、支援機関の役割分担、支援の方向性の整理を行う

◆重層的支援会議　◆

・「支援会議（社会福祉法第 106 条の 6)」の機能
自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず
支援が届いていない人への支援を行うための情報共有や支援体制の検討

・「重層的支援会議（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 6 号)」の機能
複合化・複雑化した支援ニーズを有する者や世帯への関係機関の
役割分担や支援の目標・方向性を整理したプランの作成等

参加支援事業

既存の社会参加に向けた事業では対応できない個々のニーズに沿った支援メニューのコーディネート及びマッチング

・参加、働く場
・住まいの確保、居場所

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

必要な支援が届いていない者への支援

・関係者連携による情報収集
・関係性構築に向けた支援
・家庭訪問、同行支援

ケース内容に応じ「重層的支援会議」に情報提供及び会議参加

総合福祉課　**長寿支援課**　**健康推進課**　**こども課**　**社会福祉協議会、民生児童委員、その他関係機関**